

定期的なお客さま情報ご提供のお願い

八十二証券株式会社

近年、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が国際的に高まっており、各金融機関では関係省庁等と連携し様々な対策を行っています。

八十二証券ではこの一環として、既にお取引のあるお客さまについても、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引目的等の定期的な確認を順次お願いしております。

「お客さま情報の確認及び更新のお願い」を受領されたお客さまにおかれましては、大変お手数をおかけいたしますが、案内に記載のご回答期限までに郵送にてご回答いただきますようお願いいたします。

八十二証券では、お客さまに安心してご利用いただける金融サービスのご提供に努めてまいりますので、お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、ご案内に記載の期限までにご回答いただけない場合は、当社証券総合サービス約款集(※)に基づき、入出金等のお取引の一部がご利用いただけなくなることもございますのであらかじめご了承ください。

〔 ※八十二証券 証券総合サービス約款集 第1章総合取引約款第5節取引の制限・解約・変更第18条（取引の制限）、第19条（取引の解約事由） 〕

金融庁 金融機関窓口での取引時の情報提供にご協力ください

(<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>)

日本証券業協会 証券業界におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組み

(<https://www.jsda.or.jp/about/torikumi/amlcft/index.html>)

お問い合わせはお客さま相談室 0120-70-3782 までお気軽にお電話ください。

月曜日～金曜日 9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

一部のIP電話（050番号のIP電話等）からは、ご利用いただけない場合があります。

NTTの固定電話もしくは携帯電話をご利用ください。

在留カードをお持ちのお客さま

口座開設時に在留カードをお持ちのお客さまには在留カードをご提示いただき、在留資格や在留期間満了日等を確認させていただいております。

また、すでにお口座をお持ちのお客さまにつきましても在留資格や在留期間満了日等を確認させていただくためにご案内郵便「在留カードご提示等のお願い」を順次送付しており

ます。

ご案内を受領いただきましたら、同封の確認書ならびに在留期間満了日等を更新した更新後の在留カード等写しを返信用封筒でご返信くださるか、ご持参のうえお近くの当社本支店までご来店いただきますようお願い申し上げます。

なお、在留カード等をご提示いただけない場合は、当社証券総合サービス約款集(※)に基づき、入出金を含むお取引の一部がご利用いただけなくなることもございますので、何卒ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせはご案内書面記載のお取引店またはお客様相談室までお願いいたします。

【 八十二証券 証券総合サービス約款集 第1章総合取引約款第5節取引の制限・解約・変更第18条（取引の制限）、第19条（取引の解約事由） 】

【『定期的なお客さま情報ご提供に関するお願い』を装ったフィッシングメール等にご注意ください】

当社は、お客さま情報提供のお願いに関して電子メールやSMSによる案内はしておりません。当社を名乗る不審な宛先からの電子メールやSMSにご注意ください。

不審な電子メール等をお受け取りの場合は、フリーダイヤルまでご相談ください。

金融機関を装った電子メール詐欺にご注意ください

以上